

# 島原市商店街活性化事業補助金

「しまばら出店応援ナビ制度」を活用して、新規出店する方へ補助します。

## 対象者

- 補助の対象となるのは「商店街」となります。  
新規開業希望者は商店街を通じて補助を受けることになります。

## 補助金額

| 事業内容  | 対象経費                        | 補助金額等                  |
|-------|-----------------------------|------------------------|
| 店舗改装費 | ・ 空き店舗の改装工事<br>・ 内外装の改修工事など | 対象経費の1／2以内<br>(上限25万円) |
| 広告宣伝費 | ・ チラシの作成<br>・ ホームページの作成など   | 対象経費の1／2以内<br>(上限5万円)  |

## 対象業種

- 電気・ガス・熱供給・水道業 ○情報通信業 ○卸売業 ○小売業 ○金融業  
○保険業 ○不動産業 ○物品賃貸業 ○学術研究 ○専門・技術サービス業  
○宿泊業 ○飲食サービス業 ○娯楽業 ○生活関連サービス業 ○教育  
○学習支援業 ○医療 ○福祉 ○複合サービス業  
※風俗営業関係は対象外とします。

## その他要件

- 空き店舗の所有者と同一世帯、親族（第二親等以内）ではないこと  
○昼間の営業を旨とし、営業時間は概ね6時間を超えること  
○中心市街地での移転、仮店舗、倉庫としての空き店舗活用ではないこと  
○商店街の組合員となり、商店街の振興に寄与すること

## 問い合わせ先

〒855-8555 島原市上の町537番地

商工振興課 商工振興班 TEL 63-1111 (内線572)

裏面もご覧ください。

## ■事業の目的

中心市街地の空き店舗を解消し、活性化を図ることを目的としています。

## ■用語の意味

### ①商店街

商工業者を構成員として設立された法人又は団体で、規約等により商店街としての組織を備え、島原市商店街連盟に加盟しているもの。

### ②空き店舗

かつて商業（サービス業も含む。）又は事業の用に供されていた建物で、概ね1月以上利用されていない建物。

### ③新規開業希望者

商店街と連携して実施するしまばら出店応援ナビ制度を活用して賃貸又は売買した空き店舗において、新たに出店又は開業のチャレンジを行う者で、商店街に対して申し込みを行う者。

## ■申請に必要な書類

- ① 島原市商店街活性化事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業収支予算書
- ③ 空き店舗の写真
- ④ その他市長が必要と認める書類

## ■実績報告に必要な書類

- ① 島原市商店街活性化事業補助金実績報告書（様式第5号）
- ② 事業実績書
- ③ 事業収支決算書
- ④ 事業の実施状況が確認できる書類、写真
- ⑤ 領収書等の写し又は支払いを証明する書類
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

## ■対象区域

